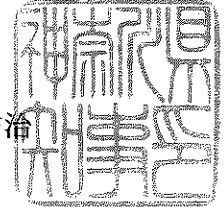


水第2051号  
令和5年2月22日

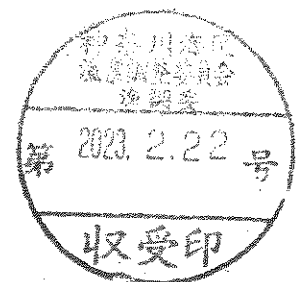
神奈川県漁業調整委員会 会長 櫻本和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



なまこ漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について（諮問）

神奈川県漁業調整規則第12条第3項及び同第16条第2項の規定に基づき、別紙のとおり定めたいので、貴委員会の意見を求めます。



漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号）第5条第1項第8号の漁業に関する同規則第12条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をすすめる総トン数及び漁業者の数の他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすすめる漁業者の数の数(人)	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業者の資格をすすべき漁業者の資格	(規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
なまこ漁業	2	定めなし	共第14号共同漁業権の漁場の区域	1月1日から12月31日まで	中郡大磯町又は同郡二宮町に漁業根拠地を有し、かつ共第14号共同漁業権の漁場の区域においてなまこ漁業を営むことについて当該漁業権の漁業者の受忍を受けている者	固定式刺し網、たも網、みづき漁法、裸もぐり漁法及び徒手による採捕に限る。	令和5年3月1日から同月3日まで	許可をした日から令和7年11月30日まで